

工事請負契約の変更理由等

(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名： 31-1 公共（大谷本郷）汚水管渠築造工事

2 工事場所： 上尾市大字大谷本郷地内

3 工 種： 土木一式工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	平成 31年 4月 25日から 令和 元年 7月 26日まで	平成 一年 一月 一日から 令和 一年 一月 一日まで
契約金額 (税込)	8, 834, 400円	8, 337, 600円
工 事 概 要	工事延長 105.3m 管渠布設工 (φ200mm) 101.3m 組立1号マンホール設置工 1箇所 組立楕円マンホール設置工 2箇所 組立塩ビマンホール設置工 2箇所 アルミ矢板土留2.5m 72.3m 舗装版切断 231.6m	工事延長 105.6m 管渠布設工 (φ200mm) 102.9m 組立1号マンホール設置工 0箇所 組立楕円マンホール設置工 2箇所 組立塩ビマンホール設置工 2箇所 アルミ矢板土留2.5m 72.1m 舗装版切断 176.0m (新規) TV調査工 53.8m

5 変更理由

本工事において、下記事項について数量の増減が生じるため、変更します。

- ① 試掘掘りの結果、水道管及び雑排水管と競合するため、No.3156A-3-1の1号マンホールを楕円マンホールに、No.3156A-3-2の塩ビマンホールを曲管に、No.3156A-5-1の楕円マンホールを塩ビマンホールに変更する。その結果、1号マンホール設置工は廃止となる。また 3156A-5 路線において、マンホールから曲管に変更するため TV調査工を新規に追加する。
- ② No.3156A-3-2～No.3155A-1-1 区間において、計画位置が舗装際になり片側舗装版切断となるため数量減とする。

以上の結果、減額変更とする。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が 250 万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。